

平成20年度

利用施設の登録について

定期的な施設使用を希望する場合、その使用について登録することができます。



登録内容

1 登録の要件

学校開放施設利用登録団体や社会教育関係団体等の団体で、責任者及び使用者・使用目的・活動内容が明確な団体に限ります。

2 登録有効期間

前期：平成20年 4月1日～平成20年9月30日
後期：平成20年10月1日～平成21年3月31日



3 登録対象施設及び単位

見附市内小・中学校の体育施設（屋内運動場、屋外運動場）及び校舎（特別教室）
ただし、各学校の施設状況により異なります。

体育館は見附小学校と中学校4校は半面、その他の小学校は全面を登録単位とします。

登録申込

1 申請

「学校開放施設利用希望書」に必要事項を記載し、申し込みをしてください。



2 受付期間

当初受付 【前期】：平成20年2月1日～2月15日
【後期】：平成20年8月1日～8月15日

以降、随時受付

申込が重なった場合、調整させていただくことがあります。

3 登録申込先及び問合せ先

見附市教育委員会教育総務課

電話 62 - 1700（内線411, 412）

その他

- 活動内容によって、使用できない施設があります。
- 継続登録の意思確認や登録の自動更新はしません。引き続き（翌期についての）登録を希望される場合には、申請が必要となります。
- この手続きは使用施設を登録するものですので、実際の使用にあたっては『学校使用許可申請書』の提出が必要です。